

米子市議会委員会録画映像配信業務仕様書

1 業務内容

- (1) 米子市議会委員会の会議映像（音声を含む。）をインターネットを通じてパソコン、スマートフォン及びタブレット端末を対象に録画配信する。具体的には、委員会室に設置したエンコードパソコンでデジタルデータに変換した映像データを受け取り、ホスティング形式で運用する配信サーバから、インターネット上で録画映像をストリーミング配信するものとする。
- (2) 録画配信を行うための専用サイトを作成し、運用する。

2 録画配信に関わる事項及び配信期間

- (1) 録画映像のデータは、各会議の終了後に市において受け取り、休憩中の映像を削除するなど配信用に編集を行うものとする。
- (2) 録画配信は、各会議の開催日の翌日から起算して5日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日の日数を除く。）を経過する日の午後5時までに、当該会議の映像（音声を含む。以下同じ。）を視聴することができるようにするものとする。
- (3) 録画配信を行う映像は、一般に公開する前に、必ず市の検査を受けるものとする。
- (4) 録画配信は、令和6年9月中に開催する委員会から配信を開始することとし、令和7年3月中に開催する委員会までを配信することとする。当該映像の記録の削除は、市に確認の上、行うこととする。

3 業務委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 配信環境

- (1) インターネット配信用サーバを保護するウイルス対策及びアクセス制限等のセキュリティ対策が講じられ、かつ、これらの対策が迅速に最新の内容に更新されるものであること。
- (2) 障害の発生時に迅速に対応することができるよう、配信システムの動作確認及び設定変更等を自ら行うことができること。

5 システム条件

- (1) 視聴者における多様なインターネットの利用環境に、可能な限り対応すること。

- (2) 同時に２００件のアクセスに対応することができること。
- (3) 配信サーバは、５００時間程度の映像を収録できる容量があること。
- (4) 画面構成、配置、項目、デザイン、色等に関し、視聴者にとって見やすく、かつ、操作しやすいものとする。
- (5) キーワードによる検索が可能であること。
- (6) 録画映像は、内容が改ざんされる恐れがないよう必要な措置を講じること。
- (7) 配信サーバの運用及び管理に当たっては、２４時間３６５日稼働とすること。
- (8) ＵＰＳを設置し、非常時の電源対策が十分に取られていること。
- (9) 市が提供する資料に基づき録画映像インデックスページを新たに作成するとともに、既設の市議会事務局ホームページと連動させること。
- (10) 本業務また本業務以外に起因する障害が発生し、映像配信に支障を来す場合は、「障害対応中」である旨ホームページ（配信専用サイト）に表示すること。

６ その他

- (1) 委託業務に係る映像は、委託業務の処理以外の目的に使用し、又は他に譲渡してはならない。ただし、市が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (2) この仕様書に記載のない事項は、市の指示に従うこと。
- (3) この仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議すること。

７ 委員会開催実績（参考：当該年４月１日から翌年３月３１日までの１年間）

	令和４年度		令和５年度	
	回数	時間(分)	回数	時間(分)
総務政策委員会	13	514	13	604
予算決算委員会総務政策分科会	7	393	7	402
民生教育委員会	12	969	20	1,325
予算決算委員会民生教育分科会	8	625	9	738
都市経済委員会	12	543	15	765
予算決算委員会都市経済分科会	9	664	8	603
基地問題等調査特別委員会	1	3	1	34
原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会	4	218	4	252
議会運営委員会	22	207	24	197
合 計	88	4,136	101	4,920